広資料第143号令和6年12月20日企画財政部企画政策課市民情報提供資料

横田飛行場への立入りについて

このことについて、防衛省北関東防衛局から、下記のとおり情報提供が ありましたので、お知らせします。

記

- 1 情報提供内容(1) 別紙のとおり
- 2 情報提供内容(2)
 - 今般、日米両政府は、米側が今後消火訓練エリアの貯水池の水をサンプリングする段階で、環境補足協定に基づく日本側の立入りとサンプリングを実施することとし、これに先立ち、地元の皆様が不安や懸念を抱いていることを念頭に、早急に日本側の立入りを実現することで一致しました。

(お知らせ)

令和6年12月20日 防衛省・外務省・環境省

横田飛行場への立入りについて

10月3日に米側から通報を受けた、横田飛行場におけるPFOS等を含む水の漏出について、11月20日に関係自治体から提出された要請書も踏まえ、関係省庁と連携し米側と調整を行ってきたところ、本日9時より、国(防衛省、外務省、環境省)、東京都及び周辺市町(福生市、立川市、昭島市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町)による横田飛行場への立入りを実施し、消火訓練エリア周辺の視察及び米側からの説明を受けることとなりました。